

# 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案																																
<p>第1編 総則</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1 1節 地震災害の危険性と被害の特徴</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 津波を伴う地震</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 略</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 津波浸水想定及び被害想定</p> <p style="padding-left: 40px;">略</p> <p style="padding-left: 40px;"><b>【浸水想定】</b></p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>最高津波水位 (m)</th> <th>最短到達時間 (分)</th> <th>浸水面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相生市</td> <td>2. 8</td> <td>1 2 0</td> <td>9 8</td> </tr> <tr> <td>たつの市</td> <td>2. 3</td> <td>1 2 0</td> <td>3 6 8</td> </tr> <tr> <td>赤穂市</td> <td>2. 8</td> <td>1 2 0</td> <td>6 2 5</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;">〔新設〕</p> <p>(3) 略</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 市民との協働による防災力の向上</p> <p>第1節 市民の防災力の向上</p> <p>1～3 略</p> <p>4 具体的な施策</p> <p>(1) 防災意識の向上</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 略</p>	市町名	最高津波水位 (m)	最短到達時間 (分)	浸水面積 (ha)	相生市	2. 8	1 2 0	9 8	たつの市	2. 3	1 2 0	3 6 8	赤穂市	2. 8	1 2 0	6 2 5	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1 1節 地震災害の危険性と被害の特徴</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 津波を伴う地震</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 略</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 津波浸水想定及び被害想定</p> <p style="padding-left: 40px;">略</p> <p style="padding-left: 40px;"><b>【浸水想定】</b></p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>最高津波水位 (m)</th> <th>最短到達時間 (分)</th> <th>浸水面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相生市</td> <td>2. 8</td> <td>1 2 0</td> <td>9 8</td> </tr> <tr> <td>たつの市</td> <td>2. 3</td> <td>1 2 0</td> <td>3 6 8</td> </tr> <tr> <td>赤穂市</td> <td>2. 8</td> <td>1 2 0</td> <td>6 2 5</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;">最高津波水位は、海岸線から沖合約30m地点における津波の水位を 標高で表示</p> <p style="margin-left: 40px;">最短到達時間は、+1mの津波が襲来する時間</p> <p>(3) 略</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 市民との協働による防災力の向上</p> <p>第1節 市民の防災力の向上</p> <p>1～3 略</p> <p>4 具体的な施策</p> <p>(1) 防災意識の向上</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 略</p>	市町名	最高津波水位 (m)	最短到達時間 (分)	浸水面積 (ha)	相生市	2. 8	1 2 0	9 8	たつの市	2. 3	1 2 0	3 6 8	赤穂市	2. 8	1 2 0	6 2 5
市町名	最高津波水位 (m)	最短到達時間 (分)	浸水面積 (ha)																														
相生市	2. 8	1 2 0	9 8																														
たつの市	2. 3	1 2 0	3 6 8																														
赤穂市	2. 8	1 2 0	6 2 5																														
市町名	最高津波水位 (m)	最短到達時間 (分)	浸水面積 (ha)																														
相生市	2. 8	1 2 0	9 8																														
たつの市	2. 3	1 2 0	3 6 8																														
赤穂市	2. 8	1 2 0	6 2 5																														

## 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
<p>【防災知識や心得の普及の方法（例）】</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(エ) <u>ホームページ・SNS</u>を活用した防災知識の普及</p> <p>(オ)～(ク) 略</p> <p style="padding-left: 20px;">〔新設〕</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 市民との協働による防災力の向上</p> <p>第3節 自主防災組織の防災力の向上</p> <p>1～3 略</p> <p>4 具体的な施策</p> <p>(1) 自主防災組織の活性化</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 自主防災組織の活動の推進</p> <p style="padding-left: 40px;">市及び防災機関は、自主防災組織が結成されていない自治会等に対して、結成を促し、結成された自主防災組織に対しては、出前講座等を通じた防災活動に関する技術的指導・助言等、組織的活動全般に対する支援を行う。近年では、自主防災組織の役員の高齢化も懸念されており、地域における自主防災活動の継続性を担保するため、青年層や女性の参画促進も図る。</p> <p style="padding-left: 40px;">また、<u>西はりま消防組合相生消防署、市消防団</u>と連携し、防災に関する知識の普及・啓発に努めるなど、関係機関や団体との協力体制の充実に努める。</p> <p>イ～エ 略</p>	<p>【防災知識や心得の普及の方法（例）】</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(エ) <u>ホームページ・相生市公式LINE・SNS</u>を活用した防災知識の普及</p> <p>(オ)～(ク) 略</p> <p>(ケ) <u>洪水キキクル・大雨キキクル等プッシュ型通知サービスの登録</u></p> <p style="text-align: center;"><u>推進</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 市民との協働による防災力の向上</p> <p>第3節 自主防災組織の防災力の向上</p> <p>1～3 略</p> <p>4 具体的な施策</p> <p>(1) 自主防災組織の活性化</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 自主防災組織の活動の推進</p> <p style="padding-left: 40px;">市及び防災機関は、自主防災組織が結成されていない自治会等に対して、結成を促し、結成された自主防災組織に対しては、出前講座等を通じた防災活動に関する技術的指導・助言等、組織的活動全般に対する支援を行う。近年では、自主防災組織の役員の高齢化も懸念されており、地域における自主防災活動の継続性を担保するため、青年層や女性の参画促進も図る。</p> <p style="padding-left: 40px;">また、<u>西はりま消防組合相生消防署、市消防団、防災士</u>と連携し、防災に関する知識の普及・啓発に努めるなど、関係機関や団体との協力体制の充実に努める。</p> <p>イ～エ 略</p>

## 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 市民との協働による防災力の向上</p> <p>第7節 消防団の防災力の向上</p> <p>1～3 略</p> <p>4 具体的な施策</p> <p>(1) 消防団の充実強化対策</p> <p>ア 略</p> <p>イ 消防団活動の強化</p> <p>消防団員は、災害活動の強化を図るため以下の項目を実施する。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>自主防災組織</u>との連携</p> <p>(ウ)～(オ) 略</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 市民との協働による防災力の向上</p> <p>第7節 消防団の防災力の向上</p> <p>1～3 略</p> <p>4 具体的な施策</p> <p>(1) 消防団の充実強化対策</p> <p>ア 略</p> <p>イ 消防団活動の強化</p> <p>消防団員は、災害活動の強化を図るため以下の項目を実施する。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>学校や自主防災組織</u>との連携</p> <p>(ウ)～(オ) 略</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害に強いまちづくり</p> <p>第3節 洪水・高潮災害予防対策の実施</p> <p>1～3 略</p> <p>4 具体的な施策</p> <p>(1) 洪水・高潮災害に関する市民への啓発</p> <p>ア 洪水災害に係る危険区域の把握・事前周知</p> <p>洪水浸水想定区域の作成に加え、新たに想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を作成した。市は、洪水ハザードマップ、ホームページ、市広報紙等により、それらの情報を周辺地域の市民へ、その危険性や洪水災害に関する知識を周知するよう努める。</p> <p>なお、市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、水害リスクの分かりやすい提供に努める。</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害に強いまちづくり</p> <p>第3節 洪水・高潮災害予防対策の実施</p> <p>1～3 略</p> <p>4 具体的な施策</p> <p>(1) 洪水・高潮災害に関する市民への啓発</p> <p>ア 洪水災害に係る危険区域の把握・事前周知</p> <p>洪水浸水想定区域の作成に加え、新たに想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を作成した。市は、洪水ハザードマップ、ホームページ、市広報紙等により、それらの情報を周辺地域の市民へ、その危険性や洪水災害に関する知識を周知するよう努める。</p> <p>なお、市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、水害リスクの分かりやすい提供に努める。</p>

## 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
<p>また、水防法に基づき指定した河川以外の河川において、過去の降雨により浸水した地点、その水深、その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときには市民に水災の危機を周知するよう努める。</p> <p><u>(内水氾濫箇所)</u></p> <p>最新の洪水・高潮浸水想定区域は、資料編『ハザードマップ』を参照</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第3章 的確な防災情報処理の実施</p> <p>第1節 通信機器・施設の整備・運用</p> <p>1～3 略</p> <p>4 具体的な施策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市民への情報提供方法の充実</p> <p>略</p> <p>ア～カ 略</p> <p>[新設]</p>	<p>また、水防法に基づき指定した河川以外の河川において、過去の降雨により浸水した地点、その水深、その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときには市民に水災の危機を周知するよう努める。</p> <p><u>近年は、洪水のほか、内水・高潮により、想定を超える浸水被害が多発しており、それらに対応するため下水道・海岸の水位により、「相当な損害を生ずるおそれ」がある箇所において浸水被害の危険を周知する。</u></p> <p>最新の洪水・高潮浸水想定区域は、資料編『ハザードマップ』を参照</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第3章 的確な防災情報処理の実施</p> <p>第1節 通信機器・施設の整備・運用</p> <p>1～3 略</p> <p>4 具体的な施策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市民への情報提供方法の充実</p> <p>略</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ <u>「相生市公式LINE」の普及促進</u></p> <p><u>気象情報やハザードマップ、避難所等の防災情報を配信している「相生市公式LINE」の普及促進を図る。</u></p>

## 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 災害対応能力の向上</p> <p>第2節 研修・訓練の実施</p> <p>1～3 略</p> <p>4 具体的な施策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 防災訓練の実施</p> <p>市は、県等が開催する総合防災訓練へ参加するほか、独自の防災訓練を企画及び実施し、実践的な対応力をかん養するとともに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努める等、防災対策の充実強化を図る。</p> <p>また、総合防災訓練には、<u>市民及び自主防災組織等、幅広い関係組織等の参加を求め、救急、救出、救助、消火、情報伝達等の防災活動を通じて、防災に関する知識・理解を深めるとともに、関係組織の協力を含めた防災体制の強化を図る。</u></p> <p>さらに、防災訓練の実施に当たっては、救出・救護等における高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の<u>避難行動要支援者</u>への的確な対応や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点、新型インフルエンザ等の感染症対策に十分配慮し、感染症対策を踏まえた避難所開設・運営訓練を実施するよう努めることとする。</p> <p>【総合防災訓練の概要】</p> <p>略</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 災害対応能力の向上</p> <p>第2節 研修・訓練の実施</p> <p>1～3 略</p> <p>4 具体的な施策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 防災訓練の実施</p> <p>市は、県等が開催する総合防災訓練へ参加するほか、独自の防災訓練を企画及び実施し、実践的な対応力をかん養するとともに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努める等、防災対策の充実強化を図る。<u>また、教育委員会や学校と連携しながら、児童生徒等が将来の地域防災力の担い手となるよう、消防団員等による講演や体験学習、防災訓練等の防災教育を推進する。</u></p> <p>また、総合防災訓練には、<u>市民、自主防災組織、防災士等、幅広い関係組織等の参加を求め、救急、救出、救助、消火、情報伝達等の防災活動を通じて、防災に関する知識・理解を深めるとともに、関係組織等の協力を含めた防災体制の強化を図る。</u></p> <p>さらに、防災訓練の実施に当たっては、救出・救護等における高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の<u>要配慮者</u>への的確な対応や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点、新型インフルエンザ等の感染症対策に十分配慮し、感染症対策を踏まえた避難所開設・運営訓練を実施するよう努めることとする。</p> <p>【総合防災訓練の概要】</p> <p>略</p>

## 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
<p>【個別防災訓練の概要】</p> <p>ア～オ 略</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>カ～ク 略</p> <p>ケ 図上訓練</p> <p>災害発生時に起こりうる様々な状況<del>を</del>想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を行う図上訓練を実施する。</p> <p>コ 略</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 災害対応能力の向上</p> <p>第3節 広域防災体制の確立</p> <p>1～3 略</p> <p>4 具体的な施策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国・県・公的機関との連携の強化</p> <p>ア 国・県・公的機関との連携</p> <p>国・県のみならず指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他の防災関係機関等との間において、平常時における協議や防災訓練の実施等を通じ災害時連絡体制の構築等に努め、連携を強化する。</p>	<p>【個別防災訓練の概要】</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ <u>災害ボランティア訓練</u></p> <p><u>災害ボランティアの受け入れ訓練</u></p> <p><u>災害ボランティアと行政や被災地域住民等が連携した訓練</u></p> <p>キ～ケ 略</p> <p>ク 図上訓練</p> <p>災害発生時に起こりうる様々な状況(津波、鉄道事故等地震に伴う複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象))<u>を</u>想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を行う図上訓練を実施する。</p> <p>コ 略</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 災害対応能力の向上</p> <p>第3節 広域防災体制の確立</p> <p>1～3 略</p> <p>4 具体的な施策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国・県・公的機関との連携の強化</p> <p>ア 国・県・公的機関との連携</p> <p>国・県のみならず指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他の防災関係機関等との間において、平常時における協議や防災訓練の実施等を通じ災害時連絡体制の構築等に努め、連携を強化する。<u>被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みである</u></p>

## 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
<p>(3) ～ (7) 略</p> <p>第2編 災害予防計画 第5章 災害の予防と被害軽減対策 第10節 避難対策の充実 1～3 略 4 具体的な施策 (1) ～ (2) 略 (3) 災害時における避難 略 ア 警戒レベル3、高齢者等避難 (ア) 及び (イ) 略 (ウ) 伝達の方法は、防災行政無線、携帯電話（<u>ひょうご防災ネット、緊急速報メール・エリアメール機能を含む。</u>）とし、状況に応じてLアラート（災害情報共有システム）、有線放送、ラジオ、テレビ等を利用し、あらゆる伝達手段の複合的な活用を図る。</p> <p>(エ) ～ (ク) 略</p> <p>(4) ～ (10) 略</p> <p>(11) 新型インフルエンザ等感染症に対応した適切な避難対策 (ア) 市が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保やレイアウト・動線の確認、避難者の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感染症に</p>	<p><u>「応急対策職員派遣制度」の運用に留意するとともに、訓練等を通じて活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。また「復旧・復興支援技術職員派遣制度」も活用する。</u></p> <p>(3) ～ (7) 略</p> <p>第2編 災害予防計画 第5章 災害の予防と被害軽減対策 第10節 避難対策の充実 1～3 略 4 具体的な施策 (1) ～ (2) 略 (3) 災害時における避難 略 ア 警戒レベル3、高齢者等避難 (ア) 及び (イ) 略 (ウ) 伝達の方法は、防災行政無線、携帯電話（<u>ひょうご防災ネット、相生市公式LINE、緊急速報メール・エリアメール機能を含む。</u>）とし、状況に応じてLアラート（災害情報共有システム）、有線放送、ラジオ、テレビ等を利用し、あらゆる伝達手段の複合的な活用を図る。</p> <p>(エ) ～ (ク) 略</p> <p>(4) ～ (10) 略</p> <p>(11) 新型インフルエンザ等感染症に対応した適切な避難対策 (ア) 市が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保やレイアウト・動線の確認、避難者の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感染症に</p>

## 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案																																																																					
<p>留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進することとする。</p> <p>また、避難所管理・運営マニュアルに新型インフルエンザ等感染症への対応を適宜反映する。</p> <p style="text-align: center;">相生市新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン（令和2年6月作成）の主な内容</p> <p>略</p> <p>（イ）略</p> <p>（12）～（14）略</p> <p>（15）避難確保計画の作成</p> <p>略</p> <p>ア及びイ 略</p> <p style="text-align: center;">要配慮者施設避難確保計画策定該当施設リスト</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>No</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>洪水</th> <th>土砂災害</th> <th>高潮</th> <th>津波</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl;">医療施設</td> <td>1</td> <td>半田中央病院</td> <td>旭三丁目2番18号</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>I H I 播磨病院</td> <td>旭三丁目5番15号</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>相生市民病院</td> <td>栄町5番12号</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>内藤医院</td> <td>陸本町16番27号</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区分	No	施設名	所在地	洪水	土砂災害	高潮	津波	医療施設	1	半田中央病院	旭三丁目2番18号	○	○	○	○	2	I H I 播磨病院	旭三丁目5番15号	○	○	○	○	3	相生市民病院	栄町5番12号	○	—	○	—	4	内藤医院	陸本町16番27号	○	—	○	—	<p>留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進することとする。<u>新型コロナウイルス感染症が「5類」に移行はしたが、大規模自然災害が発生した場合は、高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、感染防止対策として高齢者や基礎疾患のある方々への配慮など、感染拡大の防止に十分留意すること。</u></p> <p>また、避難所管理・運営マニュアルに新型インフルエンザ等感染症への対応を適宜反映する。</p> <p style="text-align: center;">相生市新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン（令和2年6月作成）の主な内容</p> <p>略</p> <p>（イ）略</p> <p>（12）～（14）略</p> <p>（15）避難確保計画の作成</p> <p>略</p> <p>ア及びイ 略</p> <p style="text-align: center;">要配慮者利用施設避難確保計画策定該当施設リスト（令和6年3月31日現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>No</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>洪水</th> <th>土砂災害</th> <th>高潮</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl;">医療施設</td> <td>1</td> <td>半田中央病院</td> <td>旭三丁目2番18号</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>I H I 播磨病院</td> <td>旭三丁目5番15号</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>相生市民病院</td> <td>栄町5番12号</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>さくらホームおおの家</td> <td>大谷町1番20号</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区分	No	施設名	所在地	洪水	土砂災害	高潮	医療施設	1	半田中央病院	旭三丁目2番18号	○	○	○	2	I H I 播磨病院	旭三丁目5番15号	○	○	○	3	相生市民病院	栄町5番12号	○	—	○	4	さくらホームおおの家	大谷町1番20号	○	○	—
区分	No	施設名	所在地	洪水	土砂災害	高潮	津波																																																															
医療施設	1	半田中央病院	旭三丁目2番18号	○	○	○	○																																																															
	2	I H I 播磨病院	旭三丁目5番15号	○	○	○	○																																																															
	3	相生市民病院	栄町5番12号	○	—	○	—																																																															
	4	内藤医院	陸本町16番27号	○	—	○	—																																																															
区分	No	施設名	所在地	洪水	土砂災害	高潮																																																																
医療施設	1	半田中央病院	旭三丁目2番18号	○	○	○																																																																
	2	I H I 播磨病院	旭三丁目5番15号	○	○	○																																																																
	3	相生市民病院	栄町5番12号	○	—	○																																																																
	4	さくらホームおおの家	大谷町1番20号	○	○	—																																																																

## 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行				修正案											
5	中林内科医院	双葉二丁目 17 番 34 号	○	-	-	-	5	天馬の家	旭一丁目 5 番 10 号	○	-	○			
	坂尾クリニック	大島町 11 番 30 号	○	-	○	-		6	特定介護施設 天馬の郷	旭一丁目 11 番 11 号	○	○	○		
	7	瞳クリニック	那波南本町 5 番 19 号	○	-	○		-	7	デイサービス おひさま	旭三丁目 11 番 2 号	○	-	○	
	8	酒井医院	陸本町 1141 番地 4	○	-	○		-	8	グループホーム天馬	旭三丁目 2 番 18 号	○	○	○	
	9	耳鼻咽喉科しんりゅうクリニック	本郷町 1 番 1 号 相生医療ビル 2F	○	-	-		-	9	愛の家デイサービスセンター	佐方二丁目 4 番 25 号	○	-	○	
	10	みどりクリニック	本郷町 1 番 1 号 相生医療ビル 3F	○	-	-		-	10	グループホームたんぼぼ 那波の家	那波大浜町 24 番 21 号	○	-	○	
	11	佐藤泌尿器科	本郷町 1 番 1 号 相生医療ビル 3F	○	-	-		-	11	小規模多機能型介護事業所 たんぼぼ	那波大浜町 24 番 21 号	○	-	○	
	12	長浜医院	陸本町 15 番 26 号	○	-	○		-	12	ポラリスデイサービスセンター 一相生	若狭野町出 142 番地	○	-	-	
	13	みちこクリニック	陸本町 15 番 21 号	○	-	○		-	13	特別養護老人ホーム椿の園	矢野町真広 397 番地 1	○	○	-	
	14	ノア整形外科クリニック	那波西本町 1 番 14 号	○	○	○		○	14	養護老人ホーム愛老園	矢野町真広 409 番地	○	○	-	
	15	井上歯科医院	那波大浜町 12 番 6 号	○	-	○		○	15	地域活動支援センターワーキング相生	旭一丁目 5 番 15 号	○	-	○	
	16	吉田歯科医院	旭二丁目 1 番 3 号	○	○	○		○	16	就労継続支援施設 A 型事業所 あすなる	旭三丁目 11 番 4 号 ウィング相生老号館 1 階	○	-	○	
	17	大川歯科医院	双葉二丁目 1 番 37 号	-	○	-		-	17	相談支援事業所みどり	旭四丁目 10 番 22 号 オカダビル 2 階	○	-	○	
	18	田口歯科医院	大島町 6 番 28 号	○	-	○		○	18	元気アップみのり作業所	大島町 3 番 4 号	○	-	○	
	19	佐藤歯科医院	佐方二丁目 5 番 56 号	○	-	○		-	19	グループホームすまいる	那波大浜町 18 番 24 号	○	-	○	
	20	池内歯科医院	旭一丁目 7 番 18 号	○	○	○		○	20	相生市立障害者支援施設 野の草園	那波野一丁目 6 番 15 号	○	-	-	
	21	古川歯科医院	大石町 20 番 8 号	○	-	-		-	21	保育園 ゆりかごの家	大島町 12 番 8 号	○	-	○	
	22	大西歯科医院	山手一丁目 136 番地 1	○	-	-		-		22	八幡保育所	那波本町 17 番 30 号	-	○	-
	23	とね歯科医院	垣内町 1 番 4 号	○	-	○		-		23	家庭的保育室 めばえ	赤坂二丁目 19 番 14 号	○	-	-

## 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行							修正案								
社 会 福 祉 施 設	24	リリーライフ相生センター	双葉三丁目4番18号	-	○	-	-	幼 稚 園	24	相生幼稚園(休園中)	川原町31番2号	-	○	-	
	25	IHI播磨病院訪問看護ステーション プラム	大島町6番30号	○	-	○	○		25	中央幼稚園	旭五丁目16番68号	-	○	-	
	26	有限会社 愛の家	那波本町16番14号	○	○	○	○		26	認定こども園 テレジア幼稚園	栄町17番7号	○	-	-	
	27	なばの里デイサービスセンター	那波本町8番23号	○	○	○	○		27	矢野川幼稚園	若狭野町八洞字梶212番地	○	-	-	
	28	ボラリスデイサービスセンター相生	若狭野町出142番地	○	-	-	-		学 校	28	相生小学校	川原町31番1号	-	○	-
	29	デイサービス おひさま	旭三丁目11番2号	○	-	○	○			29	那波小学校	那波本町17番30号	-	○	-
	30	特別養護老人ホーム椿の園	矢野町真広397番地1	○	○	-	-			30	若狭野小学校	若狭野町八洞字梶185番地	○	-	-
	31	介護支援 あい	那波大浜町7番3号	○	-	○	○			31	青葉台小学校	青葉台1番1号	-	○	-
	32	さくらホームおおの家	大谷町1番20号	○	○	-	-			32	中央小学校	旭五丁目16番67号	-	○	-
	33	養護老人ホーム愛老園	矢野町真広409番地	○	○	-	-			33	矢野川中学校	若狭野町寺田字桑ノ木原298番地	○	-	-
	34	特定介護施設 天馬の郷	旭一丁目11番11号	○	○	○	○	34		相生高等学校	山手一丁目722番地10	-	○	-	
	35	グループホーム天馬	旭三丁目2番18号	○	○	○	○	35		相生産業高等学校	千尋町10番50号	○	○	○	
	36	グループホームたんぽぽ那波の家	那波大浜町24番21号	○	-	○	○								
	37	天馬の家	旭一丁目5番10号	○	-	○	○								
	38	相生市立障害者支援施設野の草園	那波野一丁目6番15号	○	-	-	-								
	39	元気アップみのり	大島町3番4号	○	-	○	○								
	40	就労継続支援施設A型事業所あすなろ	旭三丁目11番4号 ウィング相生壺号館1階	○	-	○	○								
	41	ホームヘルパーステーションほほえみ	大石町19番10号 西本ビル2階202号	○	-	-	-								
	42	相談支援事業所みどり	旭四丁目10番22号 オカダビル2階	○	-	○	-								

## 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行				修正案			
	43	地域活動支援センターワーキング相生	旭一丁目5番15号	○	＝	○	○
	44	グループホームすまいる	那波大浜町18番24号	○	＝	○	○
保育施設	45	八幡保育所	那波本町17番30号	＝	○	＝	＝
	46	保育園 ゆりかごの家	大島町12番8号	○	＝	○	＝
	47	認定こども園 テレジア幼稚園	栄町17番7号	○	＝	○	＝
	48	家庭的保育室 めばえ	赤坂二丁目19番14号	○	＝	＝	＝
幼稚園	49	相生幼稚園	川原町31番2号	＝	○	＝	＝
	50	中央幼稚園	旭五丁目16番68号	＝	○	＝	＝
	51	矢野川幼稚園	若狭野町八洞字梶212番地	○	＝	＝	＝
学 校	52	相生小学校	川原町31番1号	＝	○	＝	＝
	53	青葉台小学校	青葉台1番1号	＝	○	＝	＝
	54	中央小学校	旭五丁目16番67号	＝	○	＝	＝
	55	那波小学校	那波本町17番30号	＝	○	＝	＝
	56	若狭野小学校	若狭野町八洞字梶185番地	○	＝	＝	＝
	57	矢野川中学校	若狭野町寺田字桑ノ木原298番地	○	＝	＝	＝
	58	相生高等学校	山手一丁目722番地10	＝	○	＝	＝
	59	相生産業高等学校	千尋町10番50号	○	○	○	○

## 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案										
<p>第2編 災害予防計画                      第5章 災害の予防と被害軽減対策                      第16節 集落の孤立化対策                      1～3 略                      4 具体的な施策                      (1) 略                      (2) 孤立化の未然防止対策の確立                      略                      【孤立化の未然防止対策】</p>	<p>第2編 災害予防計画                      第5章 災害の予防と被害軽減対策                      第16節 集落の孤立化対策                      1～3 略                      4 具体的な施策                      (1) 略                      (2) 孤立化の未然防止対策の確立                      略                      【孤立化の未然防止対策】</p>										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%; text-align: center;">主 体</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: middle;">市の役割</td> <td> <p>ア 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（自治会長、班長、消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命する等、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。</p> <p>イ 集落内に学校や駐在所等の公共的機関やライフライン事業者等の防災関係機関の施設がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。</p> <p>ウ アマチュア無線等を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との<u>連携</u>を図る。</p> <p>エ 孤立化のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定する。</p> <p>オ 平常時から<u>物資及び装備</u>の備蓄について市民に周知する。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt; 略 &gt;</td> </tr> </tbody> </table>	主 体	内 容	市の役割	<p>ア 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（自治会長、班長、消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命する等、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。</p> <p>イ 集落内に学校や駐在所等の公共的機関やライフライン事業者等の防災関係機関の施設がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。</p> <p>ウ アマチュア無線等を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との<u>連携</u>を図る。</p> <p>エ 孤立化のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定する。</p> <p>オ 平常時から<u>物資及び装備</u>の備蓄について市民に周知する。</p>	< 略 >		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%; text-align: center;">主 体</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: middle;">市の役割</td> <td> <p>ア 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（自治会長、班長、消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命する等、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。</p> <p>イ 集落内に学校や駐在所等の公共的機関やライフライン事業者等の防災関係機関の施設がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。</p> <p>ウ アマチュア無線等を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との<u>連携を図り、定期的に通</u>信訓練など行い、<u>機器の操作方法の習熟</u>を図る。</p> <p>エ 孤立化のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定する。<u>また、集落のおおよその中心位置の緯度・経度をリストアップしておく。</u></p> <p>オ 平常時から<u>物資、装備、医薬品等</u>の備蓄について市民に周知する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	主 体	内 容	市の役割	<p>ア 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（自治会長、班長、消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命する等、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。</p> <p>イ 集落内に学校や駐在所等の公共的機関やライフライン事業者等の防災関係機関の施設がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。</p> <p>ウ アマチュア無線等を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との<u>連携を図り、定期的に通</u>信訓練など行い、<u>機器の操作方法の習熟</u>を図る。</p> <p>エ 孤立化のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定する。<u>また、集落のおおよその中心位置の緯度・経度をリストアップしておく。</u></p> <p>オ 平常時から<u>物資、装備、医薬品等</u>の備蓄について市民に周知する。</p>
主 体	内 容										
市の役割	<p>ア 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（自治会長、班長、消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命する等、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。</p> <p>イ 集落内に学校や駐在所等の公共的機関やライフライン事業者等の防災関係機関の施設がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。</p> <p>ウ アマチュア無線等を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との<u>連携</u>を図る。</p> <p>エ 孤立化のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定する。</p> <p>オ 平常時から<u>物資及び装備</u>の備蓄について市民に周知する。</p>										
< 略 >											
主 体	内 容										
市の役割	<p>ア 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（自治会長、班長、消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命する等、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。</p> <p>イ 集落内に学校や駐在所等の公共的機関やライフライン事業者等の防災関係機関の施設がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。</p> <p>ウ アマチュア無線等を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との<u>連携を図り、定期的に通</u>信訓練など行い、<u>機器の操作方法の習熟</u>を図る。</p> <p>エ 孤立化のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定する。<u>また、集落のおおよその中心位置の緯度・経度をリストアップしておく。</u></p> <p>オ 平常時から<u>物資、装備、医薬品等</u>の備蓄について市民に周知する。</p>										

## 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
<p>(3) 略</p> <p>第2編 災害予防計画            第5章 災害の予防と被害軽減対策            第17節 <u>避難行動要支援者支援対策の充実</u>            1～3 略            4 具体的な施策            (1) <u>避難行動要支援者支援体制の整備</u>                ア 略                イ <u>避難行動要支援者の</u>日常的把握と避難行動要支援者名簿の整備                    市は、民生委員・児童委員、訪問介護員（ホームヘルパー）、介護支援専門員（ケアマネジャー）、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じ、高齢者、障害者等の<u>避難行動要支援者</u>の状況を把握し、コミュニティ単位でのファイル等（※<u>避難支援計画個人表</u>）を作成しておくなど、災害時に迅速な対応ができる体制を整備する。                    また、個々の<u>避難行動要支援者</u>について、避難に要する時間や経路その他必要な支援をまとめた<u>避難支援計画個人表</u>（誰が、いつ、どのような方法で、どこへ等）の活用を図る。<u>避難支援計画個人表</u>には、居住状況、避難支援を必要とする事由を明記し、定期的に更新するとともに、いかなる事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p>	<div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">             &lt;略&gt;           </div> <p>(3) 略</p> <p>第2編 災害予防計画            第5章 災害の予防と被害軽減対策            第17節 <u>要配慮者支援対策の充実</u>            1～3 略            4 具体的な施策            (1) <u>要配慮者支援体制の整備</u>                ア 略                イ <u>要配慮者の</u>日常的把握と避難行動要支援者名簿の整備                    市は、<u>民生・児童委員</u>、訪問介護員（ホームヘルパー）、介護支援専門員（ケアマネジャー）、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じ、高齢者、障害者等の<u>要配慮者</u>の状況を把握し、コミュニティ単位でのファイル等（※<u>個別避難計画</u>）を作成しておくなど、災害時に迅速な対応ができる体制を整備する。                    また、個々の<u>要配慮者</u>について、避難に要する時間や経路その他必要な支援をまとめた<u>個別避難計画</u>（誰が、いつ、どのような方法で、どこへ等）の活用を図る。<u>個別避難計画</u>には、居住状況、避難支援を必要とする事由を明記し、定期的に更新するとともに、いかなる事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする</u>。<u>個別避難計画は定期的な更新も必要であり、限られた体制で効率的に作成を進め、災害時に迅速に活用するシステム「クラウド型被災者支援システム」の活用を検討する。</u></p>

## 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
<p>※「<u>避難支援計画個人表</u>」は、災害対策基本法に定める避難行動要支援者名簿とする。</p> <p>避難行動要支援者に対して、市が作成必要な書類 略 ウ～オ 略 (2)～(4) 略 (5) 平常時の地域包括ケアシステムとの連携 ア 略 イ 社会福祉施設等の対応力の強化 (ア) 市は、社会福祉施設を利用する高齢者や障害者等が、災害時に独力で自らの安全を確保するのは困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努める。介護保険施設等の<u>避難行動要支援者</u>が利用する施設における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、策定されている項目等が不十分である場合については、指導・助言を行う。 また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を定期的 に実施できていない場合には、指導・助言を行う</p> <p>(イ) 及び (ウ) 略 (6) 及び (7) 略</p>	<p>※「<u>個別避難計画</u>」は、災害対策基本法に定める避難行動要支援者名簿とする。</p> <p>避難行動要支援者に対して、市が作成必要な書類 略 ウ～オ 略 (2)～(4) 略 (5) 平常時の地域包括ケアシステムとの連携 ア 略 イ 社会福祉施設等の対応力の強化 (ア) 市は、社会福祉施設を利用する高齢者や障害者等が、災害時に独力で自らの安全を確保するのは困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努める。介護保険施設等の<u>要配慮者</u>が利用する施設における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、策定されている項目等が不十分である場合については、指導・助言を行う。 また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を定期的 に実施できていない場合には、指導・助言を行う。<u>また施設管理者等は、市や消防団、居住者等の地域社会等とも連携を図り、避難時に地域の支援を得られるようにする等の工夫をすることが望ましい。</u></p> <p>(イ) 及び (ウ) 略 (6) 及び (7) 略</p>

## 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第1節 組織及び職員の動員等</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 取組み内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 災害警戒本部の設置</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 災害対策本部体制への移行 ～災害対策本部の設置～</p> <p>災害警戒本部は、被害状況により災害対策本部の設置が必要であると判断した場合は、市長に状況を説明し、災害対策本部の設置を要請する。</p> <p>市長は、市域に大規模な被害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、又は市の総力をあげて災害応急対策を実施することが必要であると認めるときは、災害対策本部を設置し、体制を配備する。</p> <p>(3) 災害対策本部の設置</p> <p>ア～オ 略</p> <p>〔新設〕</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第1節 組織及び職員の動員等</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 取組み内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 災害警戒本部の設置</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 災害対策本部体制への移行 ～災害対策本部の設置～</p> <p>災害警戒本部は、被害状況により災害対策本部の設置が必要であると判断した場合は、市長に状況を説明し、災害対策本部の設置を要請する。</p> <p>市長は、市域に大規模な被害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、又は市の総力をあげて災害応急対策を実施することが必要であると認めるときは、災害対策本部を設置し、体制を配備する。<u>内閣府による自治体等への災害応援支援として、ISUT（(アイサット) 災害時情報集約支援チーム）による情報の「収集・集約」「地図化」「共有」で災害対応に係る全人員へ、本部と同じ情報の共有化を図ることを検討する。</u></p> <p>(3) 災害対策本部の設置</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ <u>複合災害発生時の体制</u></p> <p><u>複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、合同会議の開催等により総合的な対応を図ることとする。現地災害対策本部についても、必要に応じて同様の対応を行うこととする。</u></p> <p><u>必要に応じて事務局を他部局に分散するなどの業務分散を図るととも</u></p>

## 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
<p>(4) 及び (5) 略</p> <p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 1 及び 2 略 3 取組み内容 (1) 情報収集計画 略 ア 略 イ 気象情報 気象の予報などについて、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合に発表する。<u>大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報、台風に関する情報</u>などがある。 県南部・県北部とも神戸地方気象台が発表する。 〔アから移動〕</p>	<p>に、要員・資機材の投入や応援要請について、防災監の下で総合的に調整を行うこととする。</p> <p>(4) 及び (5) 略</p> <p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 1 及び 2 略 3 取組み内容 (1) 情報収集計画 略 ア 略 イ 気象情報 気象の予報などについて、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合に発表する。<u>大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報、線状降水帯情報、台風に関する情報</u>などがある。 県南部・県北部とも神戸地方気象台が発表する。 <u>(ア) 記録的短時間大雨情報</u> <u>短時間に記録的な大雨が観測された時には、一層の注意を喚起するために記録的短時間大雨情報が発表される。年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、県気象情報の一種として、神戸地方気象台が発表する。兵庫県</u>の基準は、次のとおりである。</p>

## 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案												
<p>〔新設〕</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 避難指示等の判断材料となる情報の提供</p> <p>(ア) 水害に関する情報</p> <p style="margin-left: 20px;">a 大雨警報（浸水害）・洪水警報の危険度分布、流域雨量指数の予測値</p> <p style="margin-left: 40px;">神戸地方気象台は、気象庁ホームページによって<u>大雨警報（浸水害）・洪水警報の危険度分布（浸水キキクル、洪水キキクル）</u>及び流域雨量指数の予測値を提供する。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> <p>兵庫県南部…1時間 110mm 以上</p> <p>兵庫県北部…1時間 100mm 以上</p> </div> <p>(イ) <u>線状降水帯情報</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなし数時間にわたってほぼ同じ場所を通過又は停滞することで作り出される、長さ 50～300km 程度、幅 20～50km 程度の線状に伸びる強い降水域を線状降水帯といい、長く続く顕著な大雨によって甚大な被害が発生するため、気象庁では顕著な大雨に関する気象情報として、線状降水帯の情報を発表しています。</u></p> <p>ウ 略</p> <p>エ 避難指示等の判断材料となる情報の提供</p> <p>(ア) 水害に関する情報</p> <p style="margin-left: 20px;">a 大雨警報（浸水害）・洪水警報の危険度分布、流域雨量指数の予測値</p> <p style="margin-left: 40px;">神戸地方気象台は、気象庁ホームページによって<u>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</u>及び流域雨量指数の予測値を提供する。</p>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th style="width: 80%;">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"><u>洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）</u></td> <td style="vertical-align: top;">指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	<略>		<u>洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）</u>	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th style="width: 80%;">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"><u>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</u></td> <td style="vertical-align: top;">指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	<略>		<u>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</u>	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報
種 類	概 要												
<略>													
<u>洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）</u>	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報												
種 類	概 要												
<略>													
<u>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</u>	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報												

## 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行		修正案	
	<p>等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p>・「非常に危険」(うす紫) : <u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当</u></p> <p>・「警戒」(赤) : <u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</u></p> <p>・「注意」(黄) : <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</u></p>		<p>等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p>・「災害切迫」(黒) : <u>命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</u></p> <p>・「危険」(紫) : <u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</u></p> <p>・「警戒」(赤) : <u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</u></p> <p>・「注意」(黄) : <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</u></p>
流域雨量指数 の 予測値	<p><u>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</u></p>	流域雨量指数 の 予測値	<p><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</u></p>
b～f 略		b～f 略	

## 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行		修正案	
(イ) 土砂災害に関する情報 a～d 略 e <u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）</u> 神戸地方気象台は、防災情報提供システム及び気象庁ホームページによって、 <u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）</u> を提供する。		(イ) 土砂災害に関する情報 a～d 略 e <u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</u> 神戸地方気象台は、防災情報提供システム及び気象庁ホームページによって、 <u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</u> を提供する。	
種 類	概 要	種 類	概 要
<u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）</u>	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当</li> <li>・ 「警戒」（赤）：<u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</u></li> <li>・ 「注意」（黄）：<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</u></li> </ul>	<u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</u>	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</u></li> <li>・ <u>「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</u></li> <li>・ 「警戒」（赤）：<u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</u></li> <li>・ 「注意」（黄）：<u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</u></li> </ul>
オ～ケ 略 (2) 災害情報の収集、報告等 ア～ウ 略 エ 被害状況の調査及び報告系統		オ～ケ 略 (2) 災害情報の収集、報告等 ア～ウ 略 エ 被害状況の調査及び報告系統	

## 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行						修 正 案					
略						略					
No	情 報	担当部	情報提供機関	初 動 期 災 害 情報内容	通信手段	No	情 報	担当部	情報提供機関	初 動 期 災 害 情報内容	通信手段
略						略					
5	職 員 参 集 時 情 報	本部室	各参集場所(市 役所、出先機 関、避難所)	浸水状況、が け崩れ、倒壊 建物・火災被 害、避難等の 市民行動、 避難所開設状 況	電話、携帯 電話	5	職 員 参 集 時 情 報	本部室	各参集場所(市 役所、出先機 関、避難所)	浸水状況、が け崩れ、倒壊 建物・火災被 害、避難等の 市民行動、 避難所開設状 況	電話、携帯 電話
略						略					
6	UAV (ドロー ン) 調 査 情 報	本部室	市職員(UAV (ドローン)操 縦担当者)	被災状況の概 要全般	電話、携帯 電話	6	UAV (ドロー ン) 調 査 情 報	本部室	市職員(UAV (ドローン)操 縦担当者)	被災状況の概 要全般	電話、携帯 電話
略						略					
オ～ス 略 (3) 及び (4) 略						オ～ス 略 (3) 及び (4) 略					
第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第5節 防災関係機関等との連携 1 及び 2 略 3 取組み内容 (1) 要請に関する事項 ア その他の応援要請 略 (ア) ～ (エ) 略						第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第5節 防災関係機関等との連携 1 及び 2 略 3 取組み内容 (1) 要請に関する事項 ア その他の応援要請 略 (ア) ～ (エ) 略					

## 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
<p>〔新設〕</p> <p style="text-align: center;">【応急対策の流れ】</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 法律に基づく相互応援協力要請 ア及びイ 略 ウ 職員の派遣のあつせん 略 (ア)～(オ) 略</p> <p>〔新設〕</p> <p>(4) 略</p> <p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第6節 災害救助法の適用 1及び2 略 3 取組み内容 (1) 適用基準 略</p> <p>〔新設〕</p>	<p><u>(オ) 他の市町長に対する応援要請（災害対策基本法第67条） 技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術 職員派遣制度の活用も検討する。</u></p> <p style="text-align: center;">【応急対策の流れ】</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 法律に基づく相互応援協力要請 ア及びイ 略 ウ 職員の派遣のあつせん 略 (ア)～(オ) 略</p> <p><u>(カ) 技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員 派遣制度の活用も検討する。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第6節 災害救助法の適用 1及び2 略 3 取組み内容 (1) 適用基準 略</p> <p><u>○災害が発生するおそれ段階の適用（法第2条第2項） 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定 する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、</u></p>

## 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
<p>(2) ～ (5) 略</p> <p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第1節 土砂災害対応計画 1及び2 略 3 取組み内容 (1) ～ (3) 略 (4) 警戒避難体制の確立 ア 市民に対する広報等 被災箇所は、気象状況等により急激な拡大や土砂の異常流出が発生しやすくなるため、市民、ライフライン関係者、交通機関関係者に対し早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行う。また、被害規模の拡大により、道路、人家、集落に被害を及ぼすおそれがあるときは、状況の推移を市民、関係機関等へ逐次周知する。特に、土砂災害等に係る危険区域の市民等に対しては、最優先に伝達する。</p> <p>イ及びウ 略</p>	<p><u>都道府県知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。</u></p> <p>(2) ～ (5) 略</p> <p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第1節 土砂災害対応計画 1及び2 略 3 取組み内容 (1) ～ (3) 略 (4) 警戒避難体制の確立 ア 市民に対する広報等 被災箇所は、気象状況等により急激な拡大や土砂の異常流出が発生しやすくなるため、市民、ライフライン関係者、交通機関関係者に対し早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行う。また、被害規模の拡大により、道路、人家、集落に被害を及ぼすおそれがあるときは、状況の推移を市民、関係機関等へ逐次周知する。特に、土砂災害等に係る危険区域の市民等に対しては、最優先に伝達する。<u>土砂災害は、降雨がやんだ後しばらくしてから発生する場合があるため、自宅施設等への帰宅判断は、市の避難情報の解除を踏まえ行う。</u></p> <p>イ及びウ 略</p>

## 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第3節 水防計画            (1) 略            (2) 施設等の監視                ア～ウ 略                〔新設〕</p> <p>(3) 略</p> <p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第4節 被災者救出計画            1及び2 略            3 取組み内容            (1)～(3) 略            (4) 実施計画                ア 略                〔新設〕</p>	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第3節 水防計画            (1) 略            (2) 施設等の監視                ア～ウ 略                エ <u>持続的な下水道機能の確保</u>                    <u>市は、内水に対する水防活動として、下水道の計画的な維持管理を推進して、機能維持のために点検や清掃、修繕等を行うことができるよう努める。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第4節 被災者救出計画            1及び2 略            3 取組み内容            (1)～(3) 略            (4) 実施計画                ア 略                イ <u>安否不明者の氏名の公表</u>                    <u>災害発生時には救助活動の効率化・円滑化に資するため、市又は県において安否不明者の氏名等の公表（以下「氏名等公表」という。）を行い、安否情報を広く求めることにより、救助対象者の絞り込みを図る場合がある。氏名等は個人情報であることから、市又は県はそれぞれの個人情報保護条例を踏まえつつ、災害の状況や被災者の事情等に応じて氏名等</u></p>

## 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
<p>イ～オ 略 (5)～(7)略</p>	<p><u>公表の可否を判断している。氏名等公表を行うに当たっての留意事項は、以下の通りである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>災害が発生した際、人命の救助活動の効率化・円滑化に氏名等公表が資する場合があることや、発災当初の72時間が極めて重要な時間帯であることを踏まえ、氏名等公表に係る一連の手続き等について、市や関係機関等と連携の上、平時から検討しておくこと。</u></li> <li>・<u>県が氏名等公表を行うことが基本となるが、市が行うことが安否情報の収集等に資すると考えられる場合においては、事前調整に基づき、市が行うことも考えられること。</u></li> <li>・<u>氏名等公表を行うことにより、救助活動を効率化することが重要な場合においては、人の生命又は身体の保護のため緊急の必要がある時の個人情報の提供と考えられることから、個人情報保護条例に定める個人情報の利用及び提供制限の例外規定の適用を検討すべきこと。</u></li> <li>・<u>配偶者からの暴力やストーーカー行為の被害者等の所在情報を秘匿する必要がある者が不利益を被らないよう、公表に当たってはあらかじめ関係機関に確認すること。</u></li> </ul> <p style="text-align: center;">ウ～カ 略 (5)～(7)略</p>

## 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第8節 避難計画（一般災害）</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 取組み内容</p> <p>（1）避難の流れ</p> <p style="padding-left: 2em;">略</p> <p style="padding-left: 2em;">〔新設〕</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第8節 避難計画（一般災害）</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 取組み内容</p> <p>（1）避難の流れ</p> <p style="padding-left: 2em;">略</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 災害が発生するおそれがある段階での避難所の供与</p> <p style="padding-left: 4em;"><u>気象予報に関する技術の進歩等により台風等による非常災害の発生のおそれを一定程度予測できるようになった。</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>非常災害が発生するおそれがある場合、住民等の命を守る観点からは、事前避難が特に重要であり、事前避難による避難手段や避難先を確保するためには、災害が発生するおそれがある段階から円滑かつ迅速に行う必要がある。</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>・災害が発生する前の、災害のおそれがある又は高い状況で市町村長から避難情報が発令されることから、実際には災害が発生しない「空振り」となる場合がある。避難した結果、何も起きなければ「幸運だった」という心構えをすることが重要である。</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>・他者からの避難の呼びかけが大きな動機付けになる場合があることから、自らの親戚・知人等が災害リスクのある区域等の居住者等である場合には、電話等をして避難を強く促すべきである（関連情報①を参照）。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">関連情報①：「逃げなきゃコール」について</p> <p style="padding-left: 4em;"><u>「逃げなきゃコール」とは、スマートフォンアプリやショートメッセージサービス（SMS）を活用し、プッシュ型で家族の住む地域の防災</u></p>

## 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
<p>ア 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 避難指示等の決定</p> <p>それぞれの指示等を行う時期は、降雨量、気象情報その他の情報を勘案の上、災害警戒本部又は災害対策本部で協議し、市長が決定する。この場合において、降雨量が次の表の第1警戒態勢に該当することとなったときは、</p>	<p><u>情報を入手して、離れて暮らす高齢者等の家族に危険が迫った場合に直接電話をかけて避難を呼びかける取組みである。本取組みは、NHK、ヤフー（株）、KDDI（株）、（株）NTT ドコモと国土交通省が連携し、令和元年6月よりポスターやインターネット等で普及活動を実施している。KDDI（株）の調査によると、令和元年東日本台風では同社から配信された災害・避難情報を確認した後、「54%」が家族等に連絡を取り、また、連絡を受けた家族等のうち「58%」が避難行動をとっていた。このことから、本取組みが大雨の際の避難行動のきっかけとして、一定の効果を表していると考えられる。</u></p> <p><u>各社のウェブサイト</u></p> <p><u>NHKニュース・防災</u></p> <p><u>: <a href="https://www3.nhk.or.jp/news/news_bousai_app/index.html">https://www3.nhk.or.jp/news/news_bousai_app/index.html</a></u></p> <p><u>Yahoo!防災速報</u></p> <p><u>: <a href="https://emg.yahoo.co.jp">https://emg.yahoo.co.jp</a></u></p> <p><u>au登録エリア災害・避難情報メール</u></p> <p><u>: <a href="https://www.au.com/mobile/anti-disaster/area-saigai-hinan/">https://www.au.com/mobile/anti-disaster/area-saigai-hinan/</a></u></p> <p><u>NTT ドコモ どこでも災害・避難情報</u></p> <p><u>: <a href="https://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/docodemo-saigaihinan-jocho/">https://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/docodemo-saigaihinan-jocho/</a></u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 避難指示等の決定</p> <p>それぞれの指示等を行う時期は、降雨量、気象情報その他の情報を勘案の上、災害警戒本部又は災害対策本部で協議し、市長が決定する。この場合において、降雨量が次の表の第1警戒態勢に該当することとなったときは、</p>

## 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
<p>防災監は直ちに副市長に連絡し、災害警戒本部を設置するものとする。</p> <p>避難指示等を行う場合は、原則として相生警察署長（警備課長）に協議するものとする。</p> <p>なお、避難に関する指示等に当たっては、河川の水位や降雨、土砂災害に関する情報に加え、上下流の状況やホットラインを通じた気象庁からの助言、河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を総合的に勘案し、迅速に行う。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 避難誘導</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 避難の誘導</p> <p style="padding-left: 40px;">(ア)～(エ) 略</p> <p style="padding-left: 40px;">(オ) <u>避難に自家用車を使用しないよう指導することとする。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">イ及びウ 略</p> <p>(6) 避難所の開設</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 避難所の開設</p>	<p>防災監は直ちに副市長に連絡し、災害警戒本部を設置するものとする。</p> <p>避難指示等を行う場合は、原則として相生警察署長（警備課長）に協議するものとする。</p> <p>なお、避難に関する指示等に当たっては、河川の水位や降雨、土砂災害に関する情報に加え、上下流の状況やホットラインを通じた気象庁からの助言、河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を総合的に勘案し、迅速に行う。<u>また、国や県のほか、気象防災アドバイザー等の専門家に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">避難指示等の発令基準（洪水時）</p> <p style="padding-left: 60px;">略</p> <p style="padding-left: 40px;">避難指示等の発令基準（土砂災害時）</p> <p style="padding-left: 60px;">略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 避難誘導</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 避難の誘導</p> <p style="padding-left: 40px;">(ア)～(エ) 略</p> <p style="padding-left: 40px;">(オ) <u>避難に自家用車を使用しないよう指導することとする（地域の実情を踏まえ、自動車避難を受け入れる地域で避難に自家用車を使用し浸水に巻き込まれることのないよう普及啓発に努める）。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">イ及びウ 略</p> <p>(6) 避難所の開設</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 避難所の開設</p>

## 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
<p>避難指示を行った場合及び市民が自発的に避難を開始した場合は、市長（本部長）は速やかに必要な避難所を開設し、市職員を管理要員として当該避難所へ派遣する。災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するものとする。</p> <p>なお、施設の使用に当たっては、施設管理者と緊密な連絡をとり、ライフラインの回復の時間や、道路の途絶による孤立、二次災害の危険から安全な場所であるかどうかを検討して選定するとともに、管理保全に十分留意する。</p> <p>市は、想定を超える被害のため、避難所の不足が生じた場合には、立地条件を考慮して、被災者が自発的に避難している施設等を避難所とする。</p> <p>市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</p> <p>また、市内の避難所だけでは不足する場合には、市外での避難所開設も行うことができることとする。</p>	<p>避難指示を行った場合及び市民が自発的に避難を開始した場合は、市長（本部長）は速やかに必要な避難所を開設し、市職員を管理要員として当該避難所へ派遣する。災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するものとする。</p> <p>なお、施設の使用に当たっては、施設管理者と緊密な連絡をとり、ライフラインの回復の時間や、道路の途絶による孤立、二次災害の危険から安全な場所であるかどうかを検討して選定するとともに、管理保全に十分留意する。</p> <p>市は、想定を超える被害のため、避難所の不足が生じた場合には、立地条件を考慮して、被災者が自発的に避難している施設等を避難所とする。</p> <p>市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</p> <p><u>指定避難所は、一定期間避難生活を送るための施設であるため、災害種別による区分けはないが、指定緊急避難場所は、災害が発生した際に、緊急的に身の安全を守るための施設であるため、特定の災害には対応できない施設がある。指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、コロナ禍での自宅療養者等の避難先として活用する可能性もあることから、地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域では、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく。</u></p>

## 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
<p>イ 略</p> <p>ウ 開設時の留意事項</p> <p>（ア）～（カ） 略</p> <p>（キ） 避難所内事務所の開設</p> <p>前記の措置をとった後、避難所内に事務所を速やかに開設し、「事務所」の表示等を掲げて、避難した市民に対して、避難所運営の責任者の存在を明らかにしておく。</p> <p>なお、避難所開設以降は、事務所には要員を常時配置しておく。</p> <p>また、事務所には、避難所の運営に必要な用品（避難者カード等）を準備しておく。</p> <p>（7）略</p> <p>（8）避難所の運営</p> <p>（ア）～（ウ） 略</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>（エ） 市は、避難所開設にあたり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を</p>	<p>また、市内の避難所だけでは不足する場合には、市外での避難所開設も行うことができることとする。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 開設時の留意事項</p> <p>（ア）～（カ） 略</p> <p>（キ） 避難所内事務所の開設</p> <p>前記の措置をとった後、避難所内に事務所を速やかに開設し、「事務所」の表示等を掲げて、避難した市民に対して、避難所運営の責任者の存在を明らかにしておく。</p> <p>なお、避難所開設以降は、事務所には要員を常時配置しておく。</p> <p>また、事務所には、避難所の運営に必要な用品（避難者カード等）を準備しておく。</p> <p><u>被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>（7）略</p> <p>（8）避難所の運営</p> <p>（ア）～（ウ） 略</p> <p><u>（エ） 在宅で避難生活を送っている被災者に対しても、物資・情報等については避難所に取りに来られた場合は配布する。</u></p> <p><u>（オ） 避難所の施設・設備の整備にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも十分配慮することとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、赤穂健康福祉事務所等と連携し、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u></p> <p>（カ） 市は、避難所開設にあたり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を</p>

## 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
<p>行う。避難者の受け入れにあたっては、避難者受付前に健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症対策に留意した避難所運営を行うこととする。</p> <p><u>(オ)</u> 市は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿等の作成により、時間経過毎に避難所・避難者に係る情報管理を行い、避難生活に必要な物品<u>(仮設トイレや仮設風呂を含む。)</u>の確保や食糧、飲料水等の提供、炊き出し等を迅速かつ的確に行うこととする。</p> <p><u>(カ) ～ (サ)</u> 略 〔新設〕</p> <p><u>(シ) ～ (セ)</u> 略 ア 略</p> <p>(9) 保健・衛生対策 (ア) ～ (オ) 略 (カ) 感染症予防対策 a 市は、感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努める。</p>	<p>行う。避難者の受け入れにあたっては、避難者受付前に健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症対策に留意した避難所運営を行うこととする。 <u>災害時には、被災や避難生活に伴う疲労・体調不良・栄養不足等、慣れない環境や作業で熱中症リスクは高くなる可能性があるので、普段以上に体調管理の心がけを促す。</u></p> <p><u>(キ)</u> 市は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿等の作成により、時間経過毎に避難所・避難者に係る情報管理を行い、避難生活に必要な物品<u>(仮設トイレや仮設風呂、夏季のエアコン、冬季のストーブを含む。)</u>の確保や食糧、飲料水等の提供、炊き出し等を迅速かつ的確に行うこととする。</p> <p><u>(ク) ～ (ス)</u> 略</p> <p><u>(セ)</u> 市は、<u>食物アレルギーや障害のある方を受け入れる際に、ニーズの把握やアセスメントの実施等、特別な配慮が必要な方として対応することとする。また周囲の方に分かるように、ゼッケンやカードホルダー等をつけてもらうことも考えられる。</u></p> <p><u>(ソ) ～ (チ)</u> 略 ア 略</p> <p>(9) 保健・衛生対策 (ア) ～ (オ) 略 (カ) 感染症予防対策 a 市は、感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努める。<u>高齢者等重症化リスクの高い者は、換気の悪い場所や不特定多数の者がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染予防として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）であることから、避難所内の適切な換気、十分なスペースを確保する。</u></p>

## 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
<p>b 及び c 略 〔新設〕</p> <p>(10) ～ (13) 略</p> <p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第14節 物資供給計画 1 及び 2 略 3 取組み内容 (1) 実施方法 略 ア 略 イ 物資供給範囲 略 (ア) ～ (コ) 略 〔新設〕</p>	<p>b 及び c 略</p> <p><u>d 県、保健所は、被災地において、1類感染症、2類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者、並びに1類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の無症状病原体保有者等（感染症法に基づき入院勧告等が必要な感染症患者等）が発生したときは、速やかに第1種感染症指定医療機関又は第2種感染症指定医療機関に入院の勧告又は措置をとることとし、感染症指定医療機関が災害により使用できない場合は、近隣の感染症指定医療機関又はその他適当と認められる医療機関に入院の勧告又は措置をとることとする。市は、感染症法に基づく知事等の指示により消毒など災害防疫を行った場合、管轄健康福祉事務所を経由して県に被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を報告することとする。</u></p> <p>(10) ～ (13) 略</p> <p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第14節 物資供給計画 1 及び 2 略 3 取組み内容 (1) 実施方法 略 ア 略 イ 物資供給範囲 略 (ア) ～ (コ) 略 <u>(サ) 生活必需品 簡易な電気ストーブ又はこれに準ずるもの（セラミック</u></p>

## 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
<p>ウ～カ 略 〔新設〕</p>	<p style="text-align: right;">クヒーターや電気カーペット)、扇風機</p> <p>ウ～カ 略</p> <p><u>キ 避難所における防火対策の在り方</u></p> <p><u>1 防火対策のための体制・備品等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所に防火責任者を置く。</li> <li>・防火対策として、避難所の防火安全に係る遵守事項の周知徹底、喫煙所の指定等</li> <li>・防火対策のための体制づくり</li> <li>・防火対策のための備品</li> </ul> <p><u>2 毛布・シーツ等の防炎化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毛布・シーツ等のほか、カーテン（間仕切り使用も含む）やパーティション、テント等については、防火性能を有するものを使用する。</li> </ul> <p><u>3 避難通路</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常口の設置等</li> <li>・避難通路の設置（通路幅原則1m、夜行テープやLEDランタンの使用等）</li> <li>・非常口の設置</li> <li>・要配慮者対策（居住スペースは、可能な限り入り口付近がよい）</li> <li>・喫煙所の設置（避難所内は、禁煙。屋外の離れた場所を指定）</li> </ul> <p><u>4 火気等の使用制限</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石油ストーブ等の暖房器具の可燃物からの距離、転倒防止措置</li> <li>・火気器具の使用場所や電源コーナーの設定場所は、居住スペース以外の火災の危険の少ない場所とする。</li> </ul> <p><u>5 消火器具の配置</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内・屋外とも火気使用場所等に配置する。</li> </ul> <p><u>6 その他の防火対策</u></p>

## 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第25節 清掃計画</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 取組み内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 処理対策</p> <p>ア ごみ処理対策</p> <p>略</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 処理作業過程</p> <p>a 生活ごみ、粗大ごみの収集、処理開始と収集の完了</p> <p>市は、被災地域の市民の生活に支障が生じることがないように生活ごみの処理を適切に行うとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、遅くとも3～4日以内には収集を開始し、7～10日以内には収集を完了することを目標とする。</p>	<p>・<u>居住スペースを区画した場合は、禁止事項（「火気厳禁」）及び、火気、電気製品の使用ルールをわかりやすく示した案内等を掲示する。</u></p> <p>・<u>テント上の区画においては、住宅用の火災警報器の活用も考えられる。</u></p> <p>・<u>発動発電機の燃料等の危険物を臨時的に取り扱うことが想定される場合は、あらかじめ所管の消防署と相談しておくことが望ましい。</u></p> <p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第25節 清掃計画</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 取組み内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 処理対策</p> <p>ア ごみ処理対策</p> <p>略</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 処理作業過程</p> <p>a 生活ごみ、粗大ごみの収集、処理開始と収集の完了</p> <p>市は、被災地域の市民の生活に支障が生じることがないように生活ごみの処理を適切に行うとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、遅くとも3～4日以内には収集を開始し、7～10日以内には収集を完了することを目標とする。</p> <p><u>災害廃棄物の収集・処理に関しては、社会福祉協議会やNPO等と連携し、災害ボランティアの方と作業実施地区や作業内容を調整、</u></p>

## 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
<p style="text-align: center;">b 及び c 略 イ 及び ウ 略</p> <p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第3 1 節 電気通信事業災害応急対策計画 1～3 略 4 電気通信設備災害応急対策計画 (1) 及び (2) 略 (3) 応急復旧 ア～ウ 略 エ 通信の利用と広報 (ア)～(カ) 略 〔新設〕</p>	<p style="text-align: center;">分担するなどして、効率的に行うことが重要である。 b 及び c 略 イ 及び ウ 略</p> <p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第3 1 節 電気通信事業災害応急対策計画 1～3 略 4 電気通信設備災害応急対策計画 (1) 及び (2) 略 (3) 応急復旧 ア～ウ 略 エ 通信の利用と広報 (ア)～(カ) 略 <u>(キ) 災害時ナビ</u> <u>スマートフォン専用(無料)アプリ「災害時ナビ」において、市民や市に訪れた観光客に市内の避難所等の情報を提供できるようになります。</u> <u>同アプリを利用すると、衛星利用測位システム(GPS)を使い周辺の避難所を地図上に表示したり、ルートを案内するほか、カメラ機能(AR機能)を使うと、実際の風景画面に避難所の方向を表示することができ、避難所までのルート検索等が利用できます。</u> <u>また、同アプリには、「防災情報」、「災害時ノウハウ集」、「安否確認」など災害に役立つ機能が備わっているほか、多言語化として、英語・中国語・韓国語にも対応しており、市内を訪れる観光客や外国人が避難所データ情報を収集することができます。</u></p>

## 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
<p>オ 略</p> <p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第4節 民生安定化のための緊急措置</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 取組み内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) り災証明書の発行</p> <p style="padding-left: 20px;">ア り災証明の証明項目</p> <p style="padding-left: 40px;">(ア) 家屋の損壊等に関する証明項目</p> <p style="padding-left: 60px;">a 及び b 略</p> <p style="padding-left: 60px;">c <u>その他</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(イ) 略</p> <p style="padding-left: 20px;">イ及びウ 略</p> <p>(3) ~ (9) 略</p>	<p>オ 略</p> <p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第4節 民生安定化のための緊急措置</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 取組み内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) り災証明書の発行</p> <p style="padding-left: 20px;">ア り災証明の証明項目</p> <p style="padding-left: 40px;">(ア) 家屋の損壊等に関する証明項目</p> <p style="padding-left: 60px;">a 及び b 略</p> <p style="padding-left: 60px;">c <u>その他</u></p> <p style="padding-left: 60px;"><u>応急修理の申請手続を行う際は、申請書類のほか、被災した住宅の被災状況のわかる写真(被害箇所・修理箇所)等の添付が必要になる。</u></p> <p style="padding-left: 60px;"><u>カメラがない場合は、スマホでもよい。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(イ) 略</p> <p style="padding-left: 20px;">イ及びウ 略</p> <p>(3) ~ (9) 略</p>

## 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第5節 住宅の復旧対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 取組み内容</p> <p>(1) 住家被害認定の実施</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 住家被害認定の実施</p> <p>住家被害認定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づいて実施する。住家の被害は、「地震等による被害」、「浸水による被害」、更にはこの2つが混合した「混合被害」の3種類に区分される。</p> <p>住家の被害区分としては、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」等の区分があり、「全壊」、「半壊」の基準は、「災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号)」、また「大規模半壊」の基準は、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について(平成19年12月14日府政防第880号)」において定義されている。</p> <p>エ 略</p> <p>(2)～(6)略</p>	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第5節 住宅の復旧対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 取組み内容</p> <p>(1) 住家被害認定の実施</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 住家被害認定の実施</p> <p>住家被害認定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づいて実施する。住家の被害は、「地震等による被害」、「浸水による被害」、更にはこの2つが混合した「混合被害」の3種類に区分される。</p> <p>住家の被害区分としては、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」の区分があり、「全壊」、「半壊」の基準は、「災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号)」、また「大規模半壊」の基準は、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について(平成19年12月14日府政防第880号)」、「中規模半壊」「準半壊」の基準は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」において定義されている。</p> <p>エ 略</p> <p>(2)～(6)略</p>

## 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
<p>第6編 津波災害対策計画（南海トラフ地震防災対策推進計画）</p> <p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第3節 津波に関する情報の伝達等</p> <p>1 略</p> <p>2 取組み内容</p> <p>（1）～（3）略</p> <p>（4）居住者等への情報伝達</p> <p style="padding-left: 2em;">略</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～ウ 略</p> <p style="padding-left: 2em;">エ 日本語に不慣れな外国人への情報伝達</p> <p style="padding-left: 4em;">市は、外国語通訳ボランティア等の協力を得ながら、地域における日本語に不慣れな外国人に対する情報伝達の実施に努めることとする。</p> <p>（5）～（7）略</p> <p>第6編 津波災害対策計画（南海トラフ地震防災対策推進計画）</p> <p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第4節 避難対策等</p> <p>1 略</p> <p>2 取組み内容</p> <p>（1）～（5）略</p> <p>（6）避難所等の維持・運営</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～オ 略</p> <p style="padding-left: 2em;">カ 災害発生直後の避難所運営は、避難者数、要給食者数等最小限必要となる項目を中心に情報の把握を行い、これに基づいて行う。時間経過とともに避難者のニーズが多様化することから、これらの把握を的確に</p>	<p>第6編 津波災害対策計画（南海トラフ地震防災対策推進計画）</p> <p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第3節 津波に関する情報の伝達等</p> <p>1 略</p> <p>2 取組み内容</p> <p>（1）～（3）略</p> <p>（4）居住者等への情報伝達</p> <p style="padding-left: 2em;">略</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～ウ 略</p> <p style="padding-left: 2em;">エ 日本語に不慣れな外国人への情報伝達</p> <p style="padding-left: 4em;">市は、外国語通訳ボランティア等の協力を得ながら、地域における日本語に不慣れな外国人に対する情報伝達の実施に努めることとする。<u>また、内閣府のホームページにある、多言語に対応した情報を案内・発信する。</u></p> <p>（5）～（7）略</p> <p>第6編 津波災害対策計画（南海トラフ地震防災対策推進計画）</p> <p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第4節 避難対策等</p> <p>1 略</p> <p>2 取組み内容</p> <p>（1）～（5）略</p> <p>（6）避難所等の維持・運営</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～オ 略</p> <p style="padding-left: 2em;">カ 災害発生直後の避難所運営は、避難者数、要給食者数等最小限必要となる項目を中心に情報の把握を行い、これに基づいて行う。時間経過とともに避難者のニーズが多様化することから、これらの把握を的確に</p>

## 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案
<p>行い、対応するなど、運営の改善に努める。指定避難所の運営は、市災害対策本部と連携して行う。</p> <p>キ及びク 略 〔新設〕</p> <p>ケ～シ 略 (7) 及び (8) 略</p>	<p>行い、対応するなど、運営の改善に努める。指定避難所の運営は、市災害対策本部と連携して行う。<u>避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u></p> <p>キ及びク 略</p> <p>ケ <u>避難所の施設・設備の整備にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも十分に配慮することとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、赤穂健康福祉事務所等と連携し、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u></p> <p>コ～ス 略 (7) 及び (8) 略</p>

# 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案

# 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案

# 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案

# 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案

# 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案

# 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案

# 相生市地域防災計画新旧対照表〔主なもの〕

現 行	修正案